

用語解説 …………… 第 2 次犯罪被害者等基本計画

平成23年度からの5か年を計画期間とする「第2次犯罪被害者等基本計画」が、平成23年3月25日に閣議決定されました。

性犯罪被害者の支援、カウンセラー、被害者参加、更正保護、民間団体支援を骨子としています。

1 計画では、性被害者の支援に本格的に取り組みます。

計画では、性犯罪被害者の医療費の負担軽減、医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備、警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実、性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実、性犯罪被害者に関する調査の実施があります。

性犯罪被害者の文字が、計画には多数あり、計画が性犯罪被害者への支援を本格的に取り組みむことを示しています。これまで、性犯罪被害者の支援については、語られることが少なかったですが、犯罪被害者の声を受け、性犯罪被害者への支援を本格化します。

2 計画では、カウンセラーの役割を重視し、連携を強化します。

弁護士等との打合せにカウンセラー等を同席させることに対する日本司法支援センターによる支援についての検討、警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実とあり、カウンセラーの役割が重視されています。全国被害者支援ネットワーク加盟団体には、カウンセラーも多くいますから、カウンセラーの役割が重視されることは、全国被害者支援ネットワークの役割が重視

されていることにも繋がります。

3 計画では、被害者参加への支援が本格的に開始されます。

被害者参加人への旅費等の支給に関する検討、被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討等、具体的な面での支援が本格化します。被害者参加については、制度面での検討が中心でしたが、これからは、経済的な側面での援助が本格的に検討されます。

4 計画では、更生保護での犯罪被害者支援の役割が重視されます。

仮釈放等審理における意見陳述に資する情報提供の拡大についての検討、更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援の充実とあり、更正保護での犯罪被害者支援を促進します。

5 計画では、民間団体への支援をします。

民間団体の財政的基盤充実への協力、地方公共団体と民間の団体との連携の促進、犯罪被害者等早期援助団体に対する指導とあり、民間団体への支援をします。これにより、全国被害者支援ネットワークの役割が重視されます。

以上、全国被害者支援ネットワークも、数多くの面で、計画に関わりますので、計画の遂行に協力してゆきます。

認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事
認定特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センター 理事・センター長
芦塚 増美